

福島市工事請負契約設計変更ガイドライン

～工事における円滑な設計変更のために～

平成29年2月

福島市財務部契約検査課

目 次

1	設計変更ガイドライン策定の目的	P.2
2	用語の定義	P.4
3	設計変更を行う際の留意事項	P.7
4	設計変更が可能なケース	P.8
5	設計変更が不可能なケース	P.10
6	設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き	P.11
	＜1＞設計図書が互いに一致しない場合	P.12
	＜2＞設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合	P.13
	＜3＞設計図書の表示が明確でない場合	P.14
	＜4＞設計図書と実際の工事現場が一致しない場合	P.15
	＜5＞予期することのできない特別な状態が生じた場合	P.16
	＜6＞発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合	P.17
	＜7＞発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	P.19
	＜8＞工事を一時中止する必要がある場合	P.20
	＜9＞受注者からの請求により工期を延長する場合	P.22
	＜10＞発注者からの請求により工期を短縮する場合	P.24
7	施工方法等の指定・任意の運用	P.25
8	設計変更全体フローシート	P.26
参考資料		
	① 公共工事の品質確保の促進に関する法律(抜粋)	資-1
	② 福島市工事請負契約約款（抜粋）	資-2
	③ 福島市建設工事設計変更要領	資-6
	④ 福島県土木工事共通仕様書 I（抜粋）	資-10
	⑤ 福島県建築・設備工事共通仕様書（第1編総則）（抜粋）	資-12
	⑥ 違算防止のための留意事項	資-13
	⑦ 国及び県が策定した設計変更ガイドラインのリンク集	資-14

1 設計変更ガイドライン策定の目的

(1) 現状と「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成26年改正、以下「改正品確法」という。）について

福島市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施しています。

これらの工事は、地形、地質、天候などの自然条件や、騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っていますが、予見できない事態が発生し、このことから工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

さらに建築物においても、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有しており、工事の進捗と共に、発注当初には予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る場合もあります。

これらを受け、公共工事の品質確保に当たっては改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」と規定されています。

(2) 国、県における設計変更ガイドライン策定の経過

国土交通省では平成27年5月「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」、平成28年5月に「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を全面改定しています。

福島県では平成28年3月に「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」、「建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン」を策定し、この各ガイドラインをホームページに掲載し、設計変更の手続きや留意事項について広く利用できるようにしています。

(3) 本市における設計変更ガイドライン策定の目的及び対象

このような状況下、本市においても公共工事の円滑な施工確保に向けて総合的に取り組むにあたり、設計変更に係る業務の円滑化を図るため、発注者と受注者がともに、設計変更に関するケース・該当しないケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があることから、国及び県の設計変更ガイドラインを

基本としながら、福島市工事請負契約約款（以下「約款」という。）、福島県土木工事共通仕様書及び福島県建築・設備工事共通仕様書を適用した、本市が発注した工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事及び測量、調査、設計並びに製造を含む。）を対象にした「福島市工事請負契約設計変更ガイドライン」を策定し、円滑な設計変更を行うためのツールとして活用することを目的としたものです。

2 用語の定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

注：1～3は約款、4～41は福島県土木工事共通仕様書による。

- 1 **設計変更** 約款の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。
- 2 **変更契約** 福島市財務規則第162条第2項の規定により、工事変更契約を行うことをいう。
- 3 **追加工事** 工事区間内で工事目的を追加して施工すること、及び工事延長を追加して工事を行なうことをいう。
- 4 **監督員** 約款第9条に規定する監督員であり、福島市請負工事検査規定に基づく職務を行う者をいう。
- 5 **契約図書** 契約書及び**設計図書**をいう。
- 6 **設計図書** 特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 7 **仕様書** 各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
- 8 **共通仕様書** 各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 9 **特記仕様書** 共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、**設計図書**に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が**提出**し監督員が**承諾**した書面は、特記仕様書に含まれる。
- 10 **現場説明書** 工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 11 **質問回答書** 現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 12 **図面** 入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が**提出**し、監督員が書面により**承諾**した図面を含むものとする。
- 13 **指示** 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 14 **承諾** 受注者が監督員に対し、書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により施工上の行為に同意することをいう。

- 15 協 議 書面により契約図書の**協議**事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 16 提 出 受注者が監督員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 17 提 示 受注者が監督員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 18 報 告 受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 19 通 知 発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20 連 絡 監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
- 21 書 面 手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 22 確 認 契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 23 立 会 契約図書に示された事項において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 24 段 階 確 認 **設計図書**に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。
- 25 把 握 監督員が臨場もしくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、**提出**資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
- 26 検 査 受注者が施工した工事目的物と**設計図書**とを照合して**確認**し、契約の適正な履行を確保することをいう。
- 27 検 査 員 福島市請負工事検査規程第3条に規定する検査員であり、同規程に基づき工事検査を行う者をいう。
- 28 中 間 検 査 約款第31条の2及び福島市中間検査実施要綱に基づき行うものを用い、請負代金の支払いを伴うものではない。

- 29 **同等以上の品質** 品質について、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書で指定がない場合には、監督員が**承諾**する試験機関の品質の**確認**を得た品質、もしくは、監督員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関の品質の**確認**のために必要となる費用は受注者の負担とする。
- 30 **工事着手** 工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- 31 **工期** 契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 32 **工事** 本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- 33 **本体工事** **設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 34 **仮設工事** 各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 35 **仮設** 工事目的物を造るために必要となる道路や仮締切り堤、用排水設備等のことで、工事終了後に撤去されるもの。
- 36 **現場** 工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
- 37 **工事区域** 工事用地、その他**設計図書**で定める土地又は水面の区域をいう。
- 38 **J I S規格** 日本工業規格をいう。
- 39 **S I** 国際単位系をいう。
(Système international d'unités (仏語)の略)
- 40 **現場発生品** 工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 41 **公的試験機関** 国及び地方公共団体の試験機関並びに国及び地方公共団体が設立に関わった公益法人の試験機関（福島県内ではふくしま市町村支援機構）をいう。

3 設計変更を行う際の留意事項

(1) 発注者の留意事項

- 1 制約を受ける当該工事に関する施工条件は、設計図書に必ず明示すること
- 2 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第1条5項に基づき書面で行うこと
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか。)を明確にする。)
- 3 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行うこと(約款第18条第2項)
- 4 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議の上、決定すること
(約款第21条、第22条)
- 5 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度、遅滞なく行うものとするが、「軽微な設計変更」の取り扱いについては、「福島市建設工事設計変更要領」第7条の規定によること

(2) 受注者の留意事項

- 1 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど、施工する上で疑問が生じた場合は、直ちに発注者に書面でその確認を請求すること(約款第18条第1項)
- 2 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工すること(約款第1条第1項第5号)

4 設計変更が可能なケース

- 1 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点では**予期しえなかった条件が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要となる。）
- 2 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず**工事着手出来ない場合**
- 3 **所定の手続き（例えば「協議」等）を行い、発注者の「指示」による場合。**（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 4 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合
- 5 受注者の責によらない工期の延長・短縮を行う場合で**「協議」**により必要があると認められる場合

表1 主な設計変更が可能な場合とその根拠条文

変更条件の種別	約款等の根拠条文
図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合	第18条（条件変更等） 第1項第1号
設計図書に誤びゅう又は脱漏 ^{だつろう} がある場合	“ 第1項第2号
設計図書の表示が明確でない場合	“ 第1項第3号
設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	“ 第1項第4号
設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	“ 第1項第5号
上記以外で「設計図書の照査」の範囲をこえる場合	第18条第4項、第5項 及び 福島県土木工事共通仕様書Ⅰ 1-1-5 福島県建築・設備工事共通仕様書（第1編総則）1.1.5
発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	第19条 （設計図書の変更）
工事用地等の確保ができない等のため又は受注者の責めに期することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合	第20条（工事の中止）

受注者からの請求による工期の延長	第 23 条（受注者の請求による工期の延長）
発注者の請求による工期の短縮	第 24 条（発注者の請求による工期の短縮等）

上記以外にも約款第 16 条（支給材料及び貸与品）、約款第 17 条（設計図書に不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）、約款第 26 条（臨機の措置）などにおいて設計変更する場合がありますを規定しています。

5 設計変更が不可能なケース

- 1 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合
- 2 発注者と「協議」をしているが、**受注者が協議の回答がない時点で施工を実施**した場合
- 3 受注者が「承諾」で**施工**した場合
- 4 約款、福島県土木工事共通仕様書、福島県建築・設備工事共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合**（約款第 18 条～24 条）
- 5 **正式な書面によらない事項**(口頭のみ)の指示・協議等)の場合
- 6 福島市建設工事設計変更要領第 4 条（設計変更の適用基準）及び第 5 条（設計変更の範囲）に**該当しない場合**

承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの → **設計変更不可**

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの → **設計変更可**

6 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き

工事を実施していく中で、「4 設計変更が可能なケース」の表1に示した変更条件の種別により、当初の設計図書とおりに工事ができない場合があります。

このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになります。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示します。

なお、具体的な事例の<1>から<3>の内、2つ以上に当てはまる事例もありますが、設計変更の際の取扱いには差がないので、厳密に区分する必要はありません。

< 1 > 設計図書が互いに一致しない場合

(約款第 18 条第 1 項第 1 号)

第 18 条 (条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

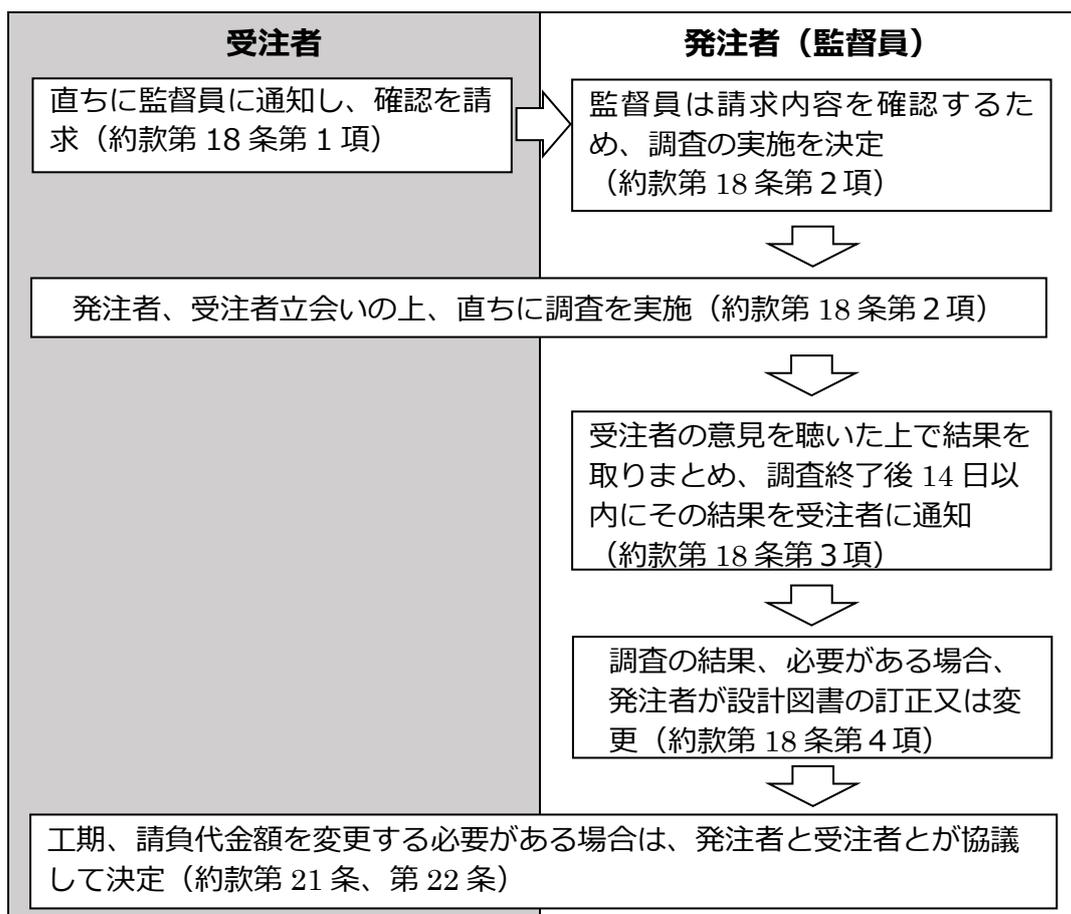
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(1) 具体的な事例

- ① 図面と設計図書で H 鋼の規格が一致しない場合
- ② 図面と設計図書で管の口径が一致しない場合
- ③ 図面と設計図書の数量 (管布設延長、舗装面積、材料、仕様等) が一致しない場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図 1 に示します。



【図 1】 設計図書が互いに一致しない場合の手続き (< 1 > ~ < 5 > 共通)

<2> 設計図書に誤びゅう又は脱漏^{だつろう}がある場合

(約款第 18 条第 1 項第 2 号)

第 18 条 (条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(1) 具体的な事例

① 設計図書に誤りがある場合

- ア 図面により同一部分の表示内容（材料名、舗装構成等）が異なっている。
- イ 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。
- ウ 建築、電気設備、機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない。

② 設計図書に記載漏れがある場合

- ア 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- イ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ウ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、交通整理員についての条件明示がない。
- エ 使用する部材の品質が明示されていない。
- オ 図面に示されている器具が仕様書に計上されていない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図 1 と同じ。

< 3 > 設計図書の表示が明確でない場合

(約款第 18 条第 1 項第 3 号)

第 18 条 (条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(1) 具体的な事例

ア 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。

イ 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時など運転状況等の明示がない。

ウ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。（明示が不十分である。）

エ 図面の記載内容が読み取れない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図 1 と同じ。

< 4 > 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合 (約款第 18 条第 1 項第 4 号)

第 18 条 (条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(1) 具体的な事例

- ア 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- イ 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- ウ 設計図書に明示された舗装盤、地下埋設物等と工事現場の舗装盤、地下埋設物等が一致しない。
- エ 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- オ 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- カ 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- キ 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
- ク 設計図書に明示された交通整理員の人数と規制図が一致しない。
- ケ 設計図書に明示された埋設物より大きい(多くの)埋設物が設置されていた。
- コ 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない。
- サ 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。
- シ 設計図書に明示された想定支持地盤と工事現場が一致しない。
- ス 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった。
- セ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が一致しない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図 1 と同じ。

＜5＞ 予期することのできない特別な状態が生じた場合 (約款第 18 条第 1 項第 5 号)

第 18 条 (条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、受注者が当初の設計図書とおりに施工することが困難又は不適當であるため、設計変更を行います。

(1) 具体的な事例

- ア 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。
- イ 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった。
- ウ 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図 1 と同じ。

＜6＞ 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 (約款第18条)

受注者は、＜1＞～＜5＞に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければなりません。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を言う機会があります。

受注者は、これらの通知や意見を書面により行う必要がありますが、この際に受注者が作成すべき資料の範囲（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のものなどが想定されます。

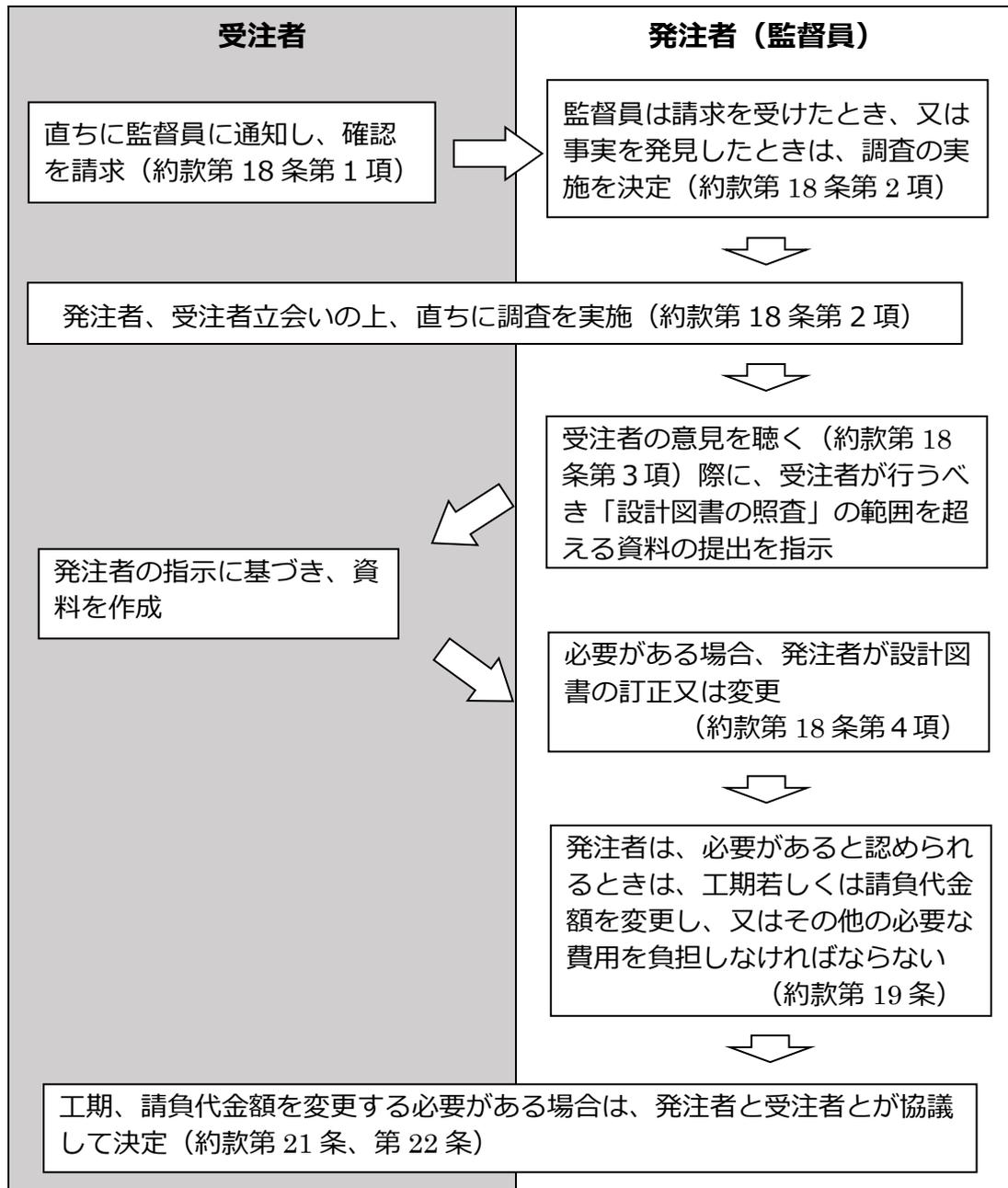
また、発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければなりません。

(1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

- ア 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの、又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- イ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの、又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ウ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- エ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- オ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- カ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- キ 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- ク 舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。）なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、路面切削工、切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは、設計図書の照査に含まれる。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

<1>～<5>に示した状態が生じ、発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える指示をした場合において、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図4に示します。



【図4】 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示をした場合の手続き

<7> 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合 (約款第19条)

第19条 (設計図書の変更)

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

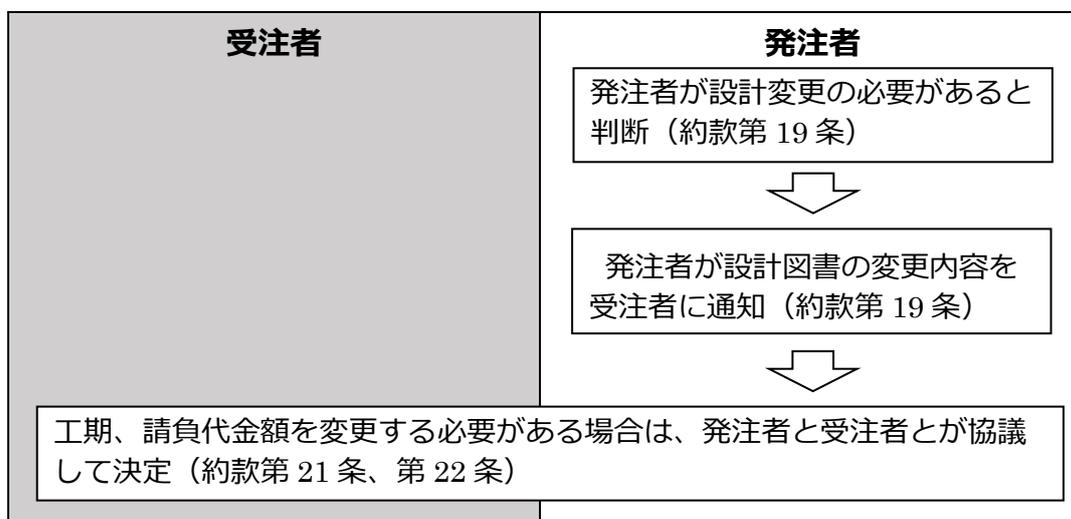
発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事を発注していますが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあります。そのような場合、設計変更を行います。

(1) 具体的な事例

- ア 地元調整の結果、施工範囲を拡大(縮小)する。
- イ 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- ウ 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- エ 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容を変更、工事を追加する。
- オ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- カ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費に含まれるものを除く。)が必要と判断し、追加する。
- キ 当初設計で指定していた建設発生土の搬出先を変更する。
- ク 使用材料を変更する。
- ケ 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

発注者が設計変更の必要があると判断した時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図2に示します。



【図2】 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合の手続き

< 8 > 工事を一時中止する必要がある場合 (約款第 20 条)

第 20 条 (工事の中止)

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに期することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

受注者の責めに帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は、工事を一時中止させなければなりません。

また、発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければなりません。

(1) 具体的な事例

① 工事用地等の確保ができない場合

ア 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。

イ 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。

ウ 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない。

エ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

オ 同一工事現場内に建築、土木、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事において契約が未成立、大幅な施工の遅延、受注者の倒産等により施工できないなどの状況が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない。

② 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

ア 受注者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じた。

イ 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。

ウ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが不可能と認められる場合

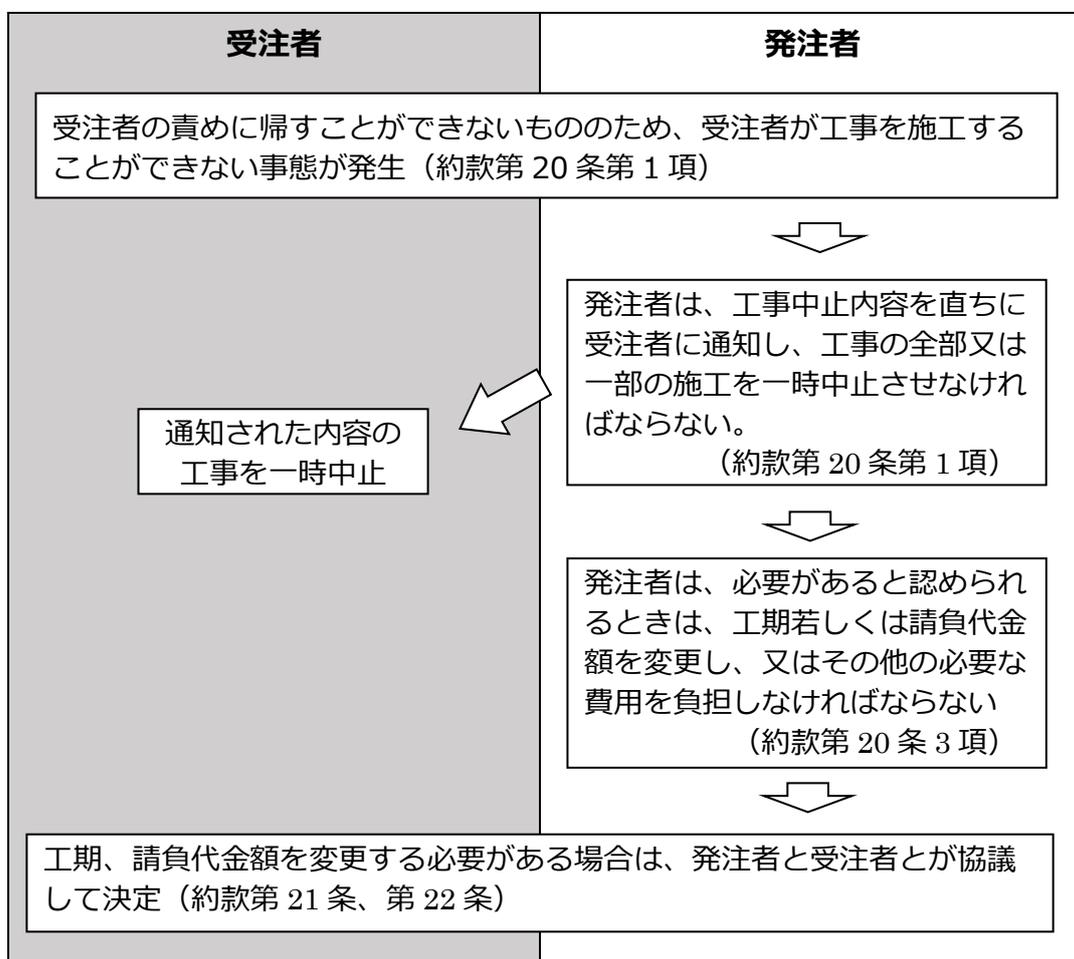
- イ 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- オ 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。

(2) 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等を受注者に直ちに通知しなければならない。（約款第20条第1項及び2項） また、工事現場を適正に維持管理するために、必要最小限の管理体制等の基本事項を指示する。

(3) 設計変更を行うまでの手続き

受注者が工事を施工することができない事態が生じた時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図3に示します。



【図3】 工事を一時中止する必要がある場合の手続き

＜9＞受注者からの請求により工期を延長する場合（約款第23条）

第23条（受注者の請求による工期の延長）

受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

天候の不良や関連工事の調整への協力など受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成できないことがあります。そのような場合、工期の延長変更を行います。

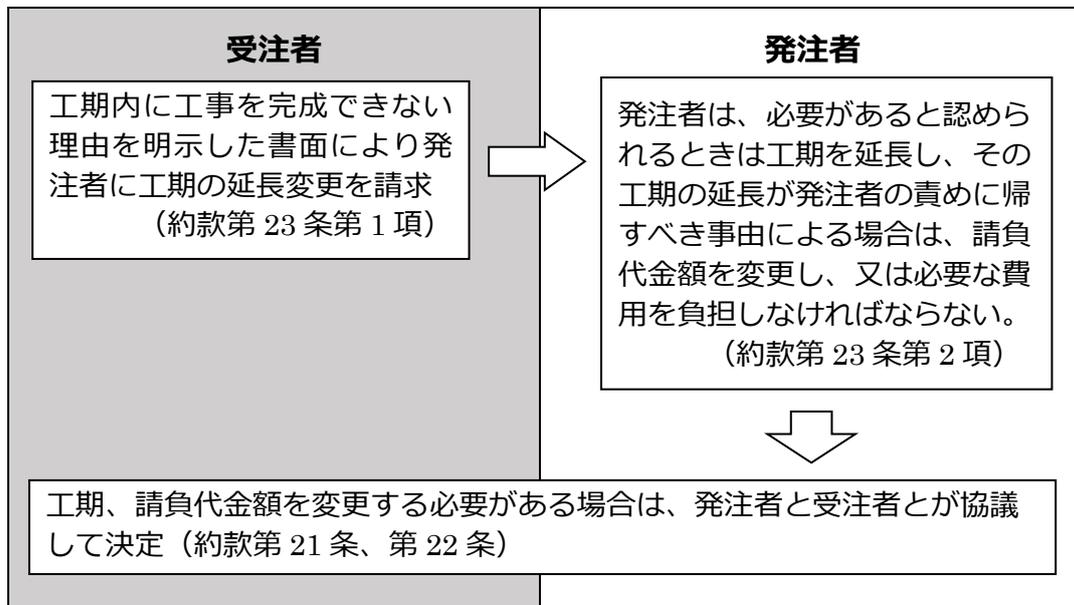
また、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において、受注者に損害を及ぼした場合など必要と認められるときは、必要な費用を負担しなければなりません。

(1) 具体的な事例

- ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。
- イ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
- ウ その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期の延長が生じた場合。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

受注者が工期内に工事を完成することができないため工期を延長する必要があり、工期の延長を発注者へ請求する時点から設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図5に示します。



【図 5】 受注者からの請求により工期を延長する場合の手続き

< 10 > 発注者からの請求により工期を短縮する場合

(約款第 24 条)

第 24 条 (発注者の請求による工期の短縮等)

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を行います。

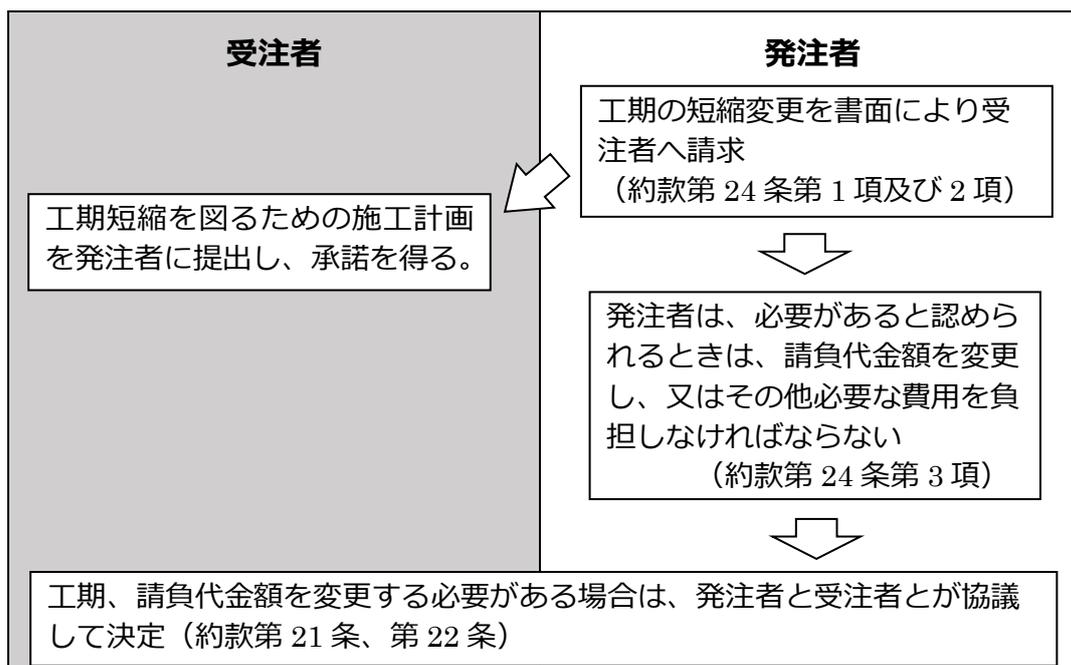
また、発注者は、その工期の短縮により、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければなりません。

(1) 具体的な事例

- ア 工事一時中止に伴い工期延長が予想されるが、通常必要とされる工期に満たない工期への短縮が必要な場合。
- イ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。
- ウ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

特別の理由により工期を短縮する必要があるとあり、工期の短縮を受注者へ請求する時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図 6 に示します。



【図 6】 発注者からの請求により工期を短縮する場合の手続き

7 施工方法等の指定・任意の運用

(1) 施工方法等の指定・任意の基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであるため、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則となります。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、施工方法等を指定することができます。（約款第1条第3項）

(2) 施工方法等の指定・任意の設計変更における留意点

任意の施工方法等は、受注者がその責任において定めるものなので、原則として設計変更の対象としません。

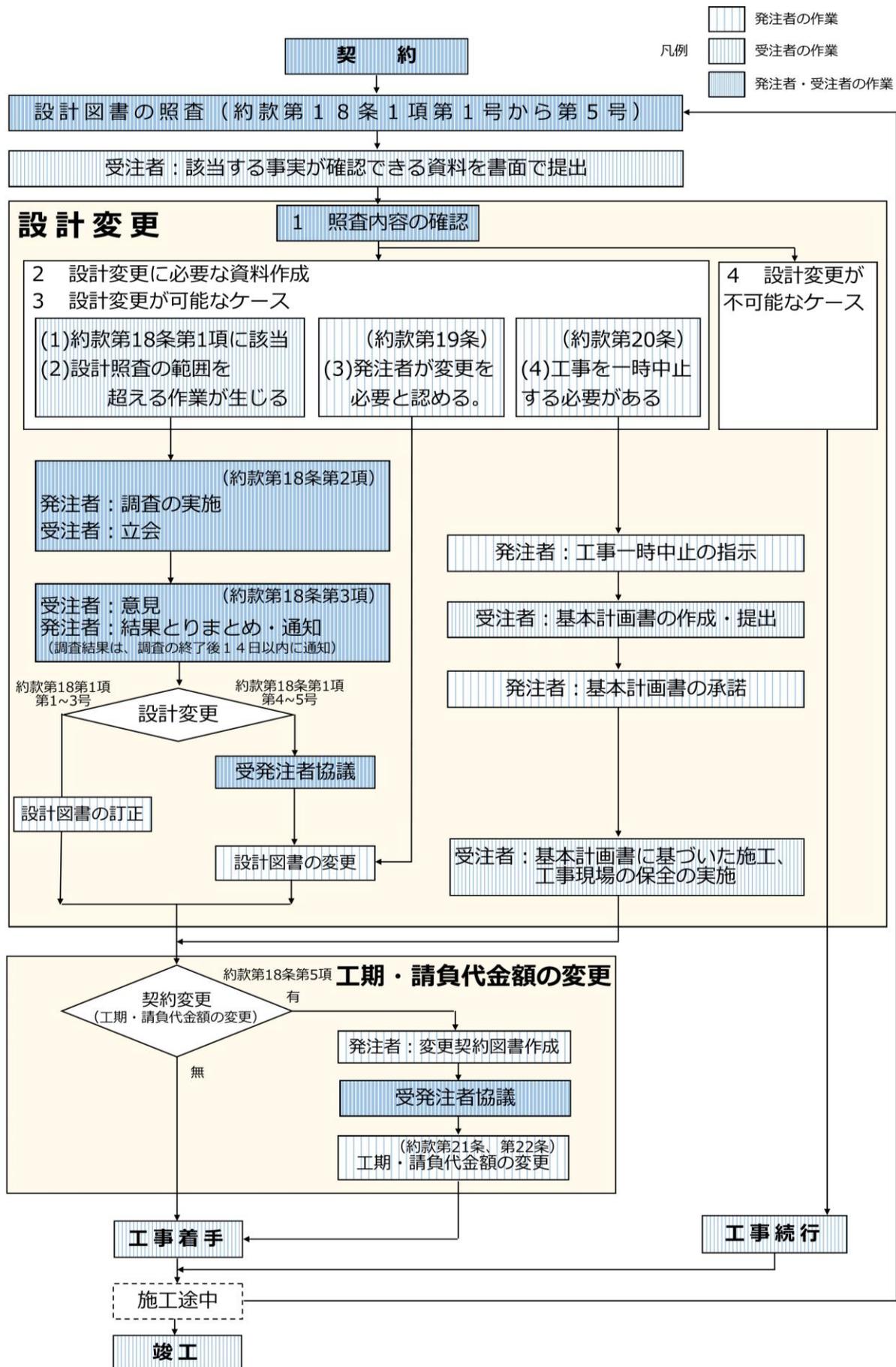
ただし、設計図書に明示された施工方法等を選定するための必要な条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象となります。

なお、指定の施工方法等は、設計変更の対象とします。

表2 施工方法等の指定・任意の考え方

区 分	指 定	任 意
設計図書での取扱い	施工方法等について具体的に指定します。	施工方法等について具体的には指定しません。 (参考図を示す場合はある。)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要となる。	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等の変更が生じた場合の設計変更	対象とします。	対象としません。
明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	対象とします。	対象とします。

8 設計変更全体フローシート



参 考 资 料

① 公共工事の品質確保の促進に関する法律(抜粋)

第三条（基本理念）

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 十 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

第七条（発注者の責務）

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

② 福島市工事請負契約約款（抜粋）

第1条（総則）

発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

第2条（工事用地の確保等）

発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

第16条（支給材料及び貸与品）

発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの・・・発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの・・・発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの・・・発注者と受注者が協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに期すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条（工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第24条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第22条（請負代金額の変更方法等）

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第23条（受注者の請求による工期の延長）

受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第24条（発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第26条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

③ 福島市建設工事設計変更要領

第1条（目的）

建設工事は当初の契約図書に基づいて施工するものであるが、この要領はやむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更並びそれに伴う変更契約等を行なうにあたり必要な事項を定め、もって適正な業務の執行を確保することを目的とする。

第2条（適用）

この要領は福島市が掌握する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。）に適用する。

ただし、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に規定する工事又は製造には適用しない。

第3条（用語の定義）

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「設計変更」…福島市工事請負契約約款の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。
- (2) 「変更契約」…福島市財務規則第162条第2項の規定により、工事変更契約を行うことをいう。
- (3) 「追加工事」…工事区間内で工事目的を追加して施工すること、及び工事延長を追加して工事を行なうことをいう。

第4条（設計変更の適用基準）

福島市工事契約約款に定める条件のほか、設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。なお、設計変更はやむを得ないものに限るものとする。

- (1) 新工法の採用又は、その他の理由により工法的に変更した場合。
- (2) 他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合。
- (3) 工事を設計図書どおり施工することが自然環境の適正な保全に抵触し、また工事施工区域において要望がある等の事由があり、公益上変更の必要があると認められる場合。
- (4) その他、市長が特に必要と認めた場合。

2 追加工事は別件契約とすることを原則とする。ただし、既契約の目的、効用を著しく変えることなく、契約工事と切り離すことが不適切な場合は、設計変更で処理してやむを得ないものとする。

第5条（設計変更の範囲）

設計変更により処理できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更により増額される金額が当初請負代金額の30%未満、かつ、4,500万円未満の増額の場合。
- (2) 前号の範囲を超える場合であって、現に契約中の工事と分離して施工することが困難な場合で、必要と認められた場合。
- (3) 用地測量、地質・土質調査については、やむを得ない理由がある場合には第1号の規定は適用しない。
- (4) 設計変更による減額する場合。

2 前項以外は、原則として別途契約工事とする。

第6条（契約変更の手続き）

設計変更が生じた時は、その都度、延滞なく変更契約を行うものとし、最終の変更契約締結は工期末の7日前を期限として手続を行なうものとする。

2 前項の処理を行なう場合は、福島市財務規則第162条第2項により行なう。

第7条（軽微な変更）

設計変更のうち軽微なもの（以下「軽微な設計変更」という。）については、前条第1項にかかわらず、第5条（1）の範囲内において、本条第3項の手続を行なった上で、変更契約を工期末の7日前（債務負担行為に基づく工事にあたっては各会計年度末及び工期末）までにまとめて行なうことができる。

2 軽微な設計変更とは、当該工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼさないもので、変更見込金額又は変更見込金額の合計額が、当初又は変更金額の10%未満、かつ、1,500万円未満の場合とする。

3 軽微な設計変更が生じた場合、その都度、様式1により工事担当部長の決裁を受けた後、様式2により請負者、又は受注者と協議書を取り交わすものとする。

4 軽微な設計変更については、部分払いの対象としない。

第8条（変更契約金額の算定）

変更請負代金額は、変更設計額に当初請負比率を乗じたものとする。

なお、第2回目以降の変更請負代金は、次回変更設計額に前回請負比率を乗じたものとする。

第9条（設計変更図書の作成）

設計変更に伴う設計変更図書の作成については、次の各号による。

（1）次の様式は二段書きとし、上段は旧、下段は新とする。なお赤黒対象としない。

- ア 工事変更設計書
- イ 設計内訳書
- ウ 明細表
- エ 数量表

（2）図面の数量等は二段書きとし、上段は新、下段は旧とする。（ただし、図面内容が1枚に書き表せない場合は新たに追加する。）

（3）次の様式は一段書きとする。

単価表

（4）変更設計書には変更理由書を添付し、変更理由は次の順序に具体的な内容を簡潔に記載する。

- ア 大きい構造の変更理由及び措置
- イ 大きい数量の変更理由及び措置
- ウ 工期延長等の理由
- エ 些細な構造、数量の変更理由

附則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

様式1 (甲)

平成 年 月 日						
工事内容変更伺 (軽微な変更)						
部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	監督員
受注者						
変更理由						
事業種別		工事番号				
工事名						
施工箇所	福島市					
請負代金額 (当初)						
工期	(着工) 平成 年 月 日 ~ (完成) 平成 年 月 日					
変 更 内 訳						
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	単 価	金 額		
(請負代金額計算)						

- ※ 1 直前設計数量とは当初設計又は直前変更設計数量をいう。
- 2 変更に係る直接工事費についてのみ記載すること。

収 入
印 紙

様式 2 (甲、乙)

軽微な設計変更協議書			
受注者		様	
		平成 年 月 日	
福島市長			
工事内容の設計変更について (協議)			
福島市建設工事設計変更要領第 7 条の規定に基づき、下記工事について、設計変更することを協議します。			
なお、請負代金額の変更は、後日集約のうえ行います。			
事業種別		工事番号	
工事名			
施工箇所	福島市		
請負代金額 (当初)			
工期	(着工) 平成 年 月 日 ~ (完成) 平成 年 月 日		
変更内訳			
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	摘要
上記の変更協議に応諾します。			
		平成 年 月 日	
受注者 住所			
氏 名		印	

※ この協議書は 2 通作成の上、甲・乙が取り交わすものとする。

④ 福島県土木工事共通仕様書Ⅰ（抜粋）

1-1-5 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等については、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を書面で提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-17 工事の一時中止

1. 発注者は約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-50 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
2. 発注者は約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。
 3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-18 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-19 工期変更

1. 契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、約款第23条の工期変

更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。

2. 請負者は、約款第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
3. 請負者は、約款第19条に基づく設計図書の変更又は約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
4. 請負者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
5. 請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-20 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与物件を約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 請負者は、支給材料及び貸与物件を発注者から受領した場合は、支給品受領書又は貸与品借用書を監督員に提出するものとする。また、受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 請負者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
4. 請負者は、貸与建設機械の使用にあたっては特記仕様書によらなければならない。
5. 約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。
6. 請負者は、約款第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。また返還した場合は、支給品返納書又は貸与品返納書を監督員に提出しなければならない。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 請負者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
8. 請負者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

⑤ 福島県建築・設備工事共通仕様書（第1編 総則）（抜粋）

1.1.5 疑義に対する協議等

1. 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合が生じた場合は、監督員と協議を行う。
2. 上記1の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約約款の規定による。
3. 上記1の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.7.1.1による。

1.1.6 工事の一時中止に係る事項

1. 工事の施工中に次の(1)から(5)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。
 - (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
 - (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
 - (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
 - (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
 - (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合
なお、工事を中止する際は、予め中止期間中の維持・管理計画等について監督員と協議する。
2. 工事の一時中止に係る計画の作成は、次に示すとおりとする。
 - (1) 1及び契約約款第20条の規定により工事一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入機材及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
 - (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

1.1.7 工期の変更に係る資料の提出

1. 工事の施工中に次の(1)から(5)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。
2. 契約約款の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者を行うにあたっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出し、協議する。

⑥ 違算防止のための留意事項

組織としてのチェック機能の欠如が違算の発生原因となっていることが多いことから、担当部署のチェック体制を整え、継続的に違算防止に取り組む必要がある。

～積算チェックの心構え～

- ◆ 積算システムは入力ミスをしていてもデータは出てくる
 - 単価や数量の入力ミスがあってもデータは出てくる。
 - 積算数量の算出根拠はシステムではチェックしてくれない。
 - 決裁前にもう一度、単価、数量のチェックを。
- ◆ 入力単位は積算基準のとおり
 - 単位の取り違い（ $m^3 \leftrightarrow m^2$ 、 $mm \leftrightarrow cm \leftrightarrow m$ 、 $t \leftrightarrow m^3$ 、 $kg \leftrightarrow t$ ）によるもの。
 - 基準書の適用の取り違いによるもの。
- ◆ 組織の各段階でチェックを
 - 特に経験の少ない職員については、課内・係内でフォローアップを実施
 - 自分自身で積算チェックは行っていたが、思いこみからミスを見抜けなかった事例もあることから複数の目でチェック。
 - 同僚と情報・意見交換して、いろいろな角度で見てみる。
- ◆ 常識的な単価かどうか、マクロ的にチェックする癖を
 - 原単価表などを参考にチェックする。
- ◆ 同じ内容の設計書を作るときは、最初の設計書は特に注意を
 - 最初を間違えると、続く多くの設計書も間違える可能性が高い。
- ◆ 単位当たりの金額が小さくても、数量の大きいものは特に注意を
 - 塵も積もれば山となる。

⑦ 国及び県が策定した設計変更ガイドラインのリンク集

・国土交通省 東北地方整備局

「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/h12-hp/html/sekeihenkoug.pdf>

「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/gi-hyou/pdf/sekkei-henko-guideline.pdf>

・福島県 土木部技術管理課

「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/162758.pdf>

「建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/155326.pdf>

福島市工事請負契約設計変更ガイドライン

平成29年2月1日 初版

財務部 契約検査課 工事検査室
